

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚した夫に息子 を会わせたくありません。

別れた夫のご相談です。6年前に離婚し、当時3歳だった息子は私が引き取りました。協議離婚の際に決めた養育費は以後きちんと払ってくれていて、月1回と決めた面会交流も大体守ってきました。女性問題で別れた夫ですが、子供のことは好きで、子供も懐いていました。そこはやはり父と息子なのだと思います。

3年前、職場で知り合った男性と再婚しました。とても誠実な人で、子供が懐いたのが再婚を決めた最大の理由でした。彼は結婚と同時に息子を養子にしてくれ、2年前に次男が生まれました。長男はもう弟にぞっこ

甘える形で、再婚後も時々は会わせていたのですが、長男が困っているらしいのが分かるようになり、2〜3カ月に一度でいいから息子に会いたいと言ってきました。夫に、それって嫌だよねと尋ねると少し黙って、でも気持ちは分かるよ、自分だとしても私と別れても息子には会いたいよと言っています。優しい夫に

息子さんの本当の意向を聞けば 前夫も納得すると思います。

面会交流権はかつて面接交渉権と言っていたもので、別れた夫婦間で最も争いが先鋭化するものだと言われています。頻度と場所、会わせ方その他、こまごました取り決めをしなければなりません。

さて、前夫は女性問題があったのに、相談者と離婚後、再婚していないのですね。普通、男性は女性と違って、新しい家庭が出来て子供が出来れば、離れた子供のことは忘れてしまい、養育費の支払いもしなくなるので、その手のトラブルが多い中で、その手のトラブルが多い中で、珍しいご相談かもしれません。

親権者となった配偶者（普通は妻）が再婚しても、子供が新しい夫と養子縁組をしても、実父の面会交流権は親の権利なので、なくなりません。養育費も子供の権利なので受け取ってよいのですが、たいいていの女性は再婚後は受け取らず、その代わりに面会交流権もなしで、新しい家庭に専念しているのが実情だと思います。ただ、養育費と面会交流権は連動しないので（でない）、夫に親権を渡した

妻は以後子供に会えないことになり、養育費は要らなくなると言っている前夫が払わなくなると、面会交流権はなくなるのではないのです。

前夫は、本当にわが子に会いたいのでしょうか。そうなら女性問題など起こさずに、妻と仲良くやっていけばよかったです。が、今更後悔しても遅いのですよ。彼には実子に会う権利があるとはいえ、長男さんの立場になれば、会いたくないという

のもよく分かります。息子さんがもつと大人になれば、実父のことも離れて冷静に見られるようになると思うので、今はどうか遠慮してもらいたいということとを、調停の中できちんと言われるとよいと思います。調停では調査官を付けて子供さんの本当の意向も聞いてくれますので、前夫も納得してくれるのではないかと思いますよ。

うまくいくように祈っています。

